

国保

だより

KOKUHODAYORI

平成21年度本宮市 国民健康保険税率が決定しました

本宮と白沢の 税率が統合されます

国民健康保険の税率は、合併協議の中で5年以内に統合する調整方針に基づき、平成19年度および平成20年度は旧町村のそれぞれの税率により課税されました。

これまで、今後3年以内に税率を統一するために調整を行ってきましたが、医療制度の改編や社会情勢の変化により税の負担が急激に増加してしまつたため、本年度で税率を統一し、今後10年間の中で税の負担を、医療費にあつた本来の税率に緩やかに調整することになりました。

21年度国保税の使われ方

市が集める保険税は医療費の支払いなどに使われ、平成21年度の歳入と歳出は下記のようになります。

歳入

保険税 665,581千円	国や県等からの交付金 1,844,801千円	繰入金 185,368千円	繰越金 140,002千円	その他 4,043千円
------------------	---------------------------	------------------	------------------	----------------

歳出

医療費の支払 2,224,672千円	国や県等への拠出金 485,934千円	健康診断等 26,786千円	その他 102,403千円
-----------------------	------------------------	-------------------	------------------

上記のとおり、支出の大部分を占める医療費は、皆様の保険税と国や県等からの交付金で賄っており、地方人口の急速な高齢化や医療行為の高度化に伴い毎年増加傾向にあります。こうした背景もあり、今後の保険税の増額を防ぐためにも、よりいっそうの医療費削減が求められています。

負担を増やさないために

本宮市の医療費は、消化器系疾患（肝炎、肝硬変など）や循環器系疾患（高血圧、脳出血など）、新生物

病気の種類	医療費に占める割合
消化器系疾患	17.0%
精神疾患	14.9%
循環器系疾患	14.1%
新生物	13.8%
腎尿路生殖疾患	5.3%

（ガン、白血病など）が原因によるものが多くなっています。こうした病気を防ぐためにも、常日頃の運動や早期の診察、定期的な健康診断を行うことが医療費削減の有効な手段となります。

本宮市では本年の集団検診は終了していますが、まだ検診を受けていない方は、医療機関で個別検診が受けられますので市役所までご相談ください。

また、現在治療をされている方やこれから治療をお考えの方は、ジェネリック医薬品を使用することで、医療費を削減する効果があります。ジェネリック医薬品は新薬とほぼ同じ成分で作られ、なおかつ薬の価格が新薬より安く設定されています。なお、ジェネリック医薬品がお奨めできない方もおられますので、主治医の相談のもとにご使用ください。

本宮市の今後の医療費を上げないためにも、これらのことをご参考に一人ひとりのご協力をお願いいたします。

ここから下は広告欄です。広告掲載を希望される方は、市役所 秘書広報課へお申し込みください。

法テラスをご存知ですか？
法的トラブルでお困りの方、お気軽にお問い合わせ下さい。
0570-078374 おなやみなし 時間 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00
日本司法支援センター 国道4号 競馬場近く
法テラス福島
北五老内町7-5 イズム37ビル 4階 TEL050-3383-5540

水まわりのリフォームで快適な暮らしを！
お風呂・台所・トイレ・洗面台のリフォームなら当社におまかせ！
給湯機など水道設備の修理も承ります
本宮市水道工事指定店 **(株)小山設備**
代表取締役 小山 宏
〒969-1124 本宮市本宮字仲町39
TEL 0243-33-3031 FAX 0243-33-3036

70歳未満の方は 入院前に申請してください

■窓口での支払が 軽減されます

70歳未満の方が入院したとき、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払が限度額までとなり、高額療養費申請の必要がなくなります。入院のご予定がある方は、ご加入の健康保険（国民健康保険の方は市役所）で認定証の交付申請をお勧めします。

■認定証をお持ちの方へ

現在交付されている限度額適用認定証の有効期限は7月31日となっております。8月以降も入院のご予定がある方は、再度申請が必要となりますので、国保加入の方は市役所へ8月1日以降に申請にお越しください。

なお、限度額は前年の所得にもとづいて決定しますので、病院へお支払いただく金額が前年度と変更になる場合があります。

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 ※2
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得 ※1	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- ※1 上位所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯になります。所得の申告をしていない方がいる世帯も上位所得とみなされます。
- ※2 過去12ヶ月間に、1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

です（納付書納付または口座振替納付）。
現在納付書払いの方は、納め忘れの心配が無い口座振替の登録をお勧めします。ご希望の方は納税通知書と預貯金通帳、印鑑（届出印）をご持参の上、市内金融機関または郵便局の窓口で口座振替依頼の手続きをしてください。

○年金からの特別徴収の方
国民健康保険に加入されている全員が65歳以上の世帯については、年金からの特別徴収となります。該当する方には、4月初旬に「特別徴収（仮徴収）開始

通知書」を送付しており、既に年金からの天引きとなっております。

◆問い合わせ先 市民課 国保年金係 (☎内線125-127)

国民健康保険医療費分

		税 額
均等割	1人あたり	15,300円
平等割	1世帯あたり	21,700円
所得割	前年分所得金額×4.59%	
資産割	固定資産税額×11.00%	

後期高齢者支援金分

		税 額
均等割	1人あたり	8,700円
平等割	1世帯あたり	7,400円
所得割	前年分所得金額×2.87%	

介護納付金分

		税 額
均等割	1人あたり	7,500円
平等割	1世帯あたり	6,100円
所得割	前年分所得金額×1.85%	

◆問い合わせ先 市民課 国保年金係 (☎内線125-127)